

相模原市営斎場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 3 8 号

相模原市営斎場条例の一部を改正する条例

相模原市営斎場条例(平成 4 年相模原市条例第 1 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 大式場の項中「5 0, 0 0 0 円」を「5 4, 0 0 0 円」に、「7 5, 0 0 0 円」を「9 7, 0 0 0 円」に改め、同表小式場の項中「6 0, 0 0 0 円」を「7 8, 0 0 0 円」に改め、同表霊安室の項中「5, 0 0 0 円」を「6, 5 0 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後に同表に掲げる施設の利用の承認を受ける者の利用に係る使用料について適用し、同日前に同表に掲げる施設の利用の承認を受けた者の利用に係る使用料については、なお従前の例による。